

令和4年度 第7回三重地方最低賃金審議会議事録

- 1 開催日時 令和5年2月15日（水） 10時55分～11時20分
- 2 開催場所 津市島崎町327-2 津第二地方合同庁舎 地下共用会議室
- 3 出席委員
公益代表 前田 茂樹 三好 正人 安井 広伸
労働者代表 浅野 啓介 葛山真由美 藤岡 充昭 前田 良彦
使用者代表 大西 宏弥 中村 和仁 別所 浩己 宮路 元美

4 議題

- (1) 会長代理の選任
- (2) 特定（産業別）最低賃金の決定等に係る申し出の取扱い等について
- (3) その他

5 開 会 (賃金係)

定刻より少し早いですが、只今から令和4年度第7回三重地方最低賃金審議会を開催させていただきます。

先ず、出席委員の確認についてでございますが、本日は、公益委員の中村委員、労働者側委員の伊藤委員、使用者側委員の栗須委員から欠席のご連絡をいただいております。

また、公益委員の藤本委員が退任され欠員となっております。

以上により、最低賃金審議会令第5条第2項の定足数を満たして有効に成立していることをご報告させていただきます。

それでは開会に先立ちまして、三重労働局長からご挨拶申し上げます。

(局 長)

おはようございます。

(皆)

おはようございます。

(局 長)

金尾でございます。

本日は、ご多忙のところ、また、大変寒い気候となった中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

今年度最後の審議会ということでございます。委員の皆様方には、大変お忙しい中、最低賃金の審議にあたりまして、この1年間、精力的にご議論いただきましたこと、大変ありがたく思っているところでございます。

昨今の物価高、色々な経済情勢、非常に厳しいものがあるという中、令和5年度の最低賃金についても、色々な懸念がされるころだとは思っておりますけれども、委員の皆様方のお知恵をお借りいたしまして、なんとか議論がスムーズに行えるよう局としても色々な資料等の提供に努めてまいりたいと思っているところでございます。

簡単ではございますが、開会にあたりまして私からの挨拶とさせていただきます。

本日は、よろしくお願いを申し上げます。

(1) 会長代理の選任

(賃金係)

議事に入る前に、昨年末、会長代理の藤本委員から委員辞職の申し出があり、令和5年1月4日に承認したところです。そこで、会長代理を選出していただくことになるわけですが、如何させていただいたらよろしいでしょうか。ご意見をお伺いいたします。

— 「公益委員一任」の声あり —

(賃金係)

公益一任というお声がありましたので、公益委員には退室いただきエレベーター前で協議をしていただきます。

— 会長代理選出協議 —

(賃金係)

只今、公益委員により協議していただいた結果を申し上げます。

会長代理に三好委員と決めさせていただきました。拍手でご承認をよろしくお願います。

— 拍手 —

(賃金係)

ありがとうございました。それでは、会長代理の方から一言ご挨拶をよろしくお願ひします。

(三好会長代理)

三好でございます。

突然、藤本先生からバトンを頂戴いたしました。

先程、局長からのお話もございました。大変厳しい環境の中でまた皆様とご一緒にご議論をさせていただいて、より良い三重県の労働及び経済の環境の一助にでもなればと思ひて努力をさせていただこうと思ひております。どうぞよろしくお願ひいたします。

(賃金係)

ありがとうございました。

それではこれより議事に入りますが、議事進行につきましては、運営規程により会長に行つていただくことになっております。安井会長よろしくお願ひいたします。

(2) 特定(産業別)最低賃金の決定等に係る申し出の取扱い等について

(会長)

委員の皆様には、本日もご多用の中、本審議会にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

コロナも随分落ち着いてきたというか、第8波も少しずつ感染者数も減つてまいりまして、これから5月に向けてマスクを外したような状況が出てくるというようなことも聞いております。少しずつ経済も回復をし始めて、随分行動も変わつて来たような状況でございます。その中で数字的には個人消費も少しずつ回復をしてきているという報道もございますし、業種・業界によっては、コロナ前近くまで戻つてきているというような状況もあるように聞いております。このような形でコロナは少しずつ治まりつつあるようですけれども、反面、トルコでは、大きな地震が起こつてしまいました。この日本は地震大国でもございます。当地域も東南海大地震の発生確率が徐々に高まりつつあるのじゃないかとも言われております。何が起こるか分からない、災害に対して十分な対策もしていかなくてはいけないかなと思ひております。

反面、政治経済の面から見ますと、今年は1月早々、伊勢での総理の会見から始まりまして、異次元の少子化対策及び賃上げというような二つのポイントが大きく取りざたされておるところでございます。特に我々に関係のある賃上げに関しては、報道等を見させていただきますと、労使それぞれの団体が賃上げに向けて非常に積極的な姿勢を見せていただいていると感じております。ということは、即ち我々の

最低賃金審議会も非常に多くの注目を浴びる位置付けになってきているのではなからうかと思っております。

本日は、今年度最後の審議会となりますけれども、次年度、令和5年度の特定（産業別）最低賃金に向けてスケジュールを決めていただく審議をしていただくこととなります。よろしくお願いいたします。

では、只今から令和4年度第7回三重地方最低賃金審を開催させていただきます。

議事の1番目は先ほど終わりましたので、議事の2番目、令和5年度における特定（産業別）最低賃金の決定等に係る申し出の取扱い等について、事務局から説明をお願いいたします。

（室 長）

それでは、私の方から説明させていただきます。

資料1をご覧ください。

「令和5年度における特定（産業別）最低賃金の決定等に係る申し出の取扱い等について（案）」でございます。

令和5年度における特定（産業別）最低賃金の審議方法等について、例年どおり、円滑な審議に資するため、この取扱いを定めさせていただきたいと思っております。

内容は、

- 1 特定（産業別）最低賃金の決定等に係る申出の意向表明について
- 2 特定（産業別）最低賃金の決定等の申出について
- 3 特定（産業別）最低賃金の決定等の必要性の有無について

の3項目からなっております。

例年どおりの内容となっておりますが、これらの項目について簡単にご説明させていただきます。

まず、「特定（産業別）最低賃金の決定等に係る申し出の意向表明」についてですが、令和5年度において特定（産業別）最低賃金の決定等に係る申出等を行う場合には、申出者はあらかじめ、その意向を当審議会又は三重労働局長に対して表明していただき、そして、三重労働局長に対し意向表明がなされたものにつきましては、三重労働局長は審議会に報告を行うということでございます。

意向表明については、正確を期するため、書面により行うという「方法」でお願いし、その期限としましては、令和5年3月22日（水）までとさせていただきたいと考えておりますので、ご検討をお願いしたいと思います。

意向表明には、申出者、申出の内容、申出の理由を記載するというところでございます。

次に、「特定（産業別）最低賃金の決定等の申し出」についてでございます。

三重労働局長宛てに行う場合の申出期限でございますが、事務局としましては、令和5年7月4日（火）までにさせていただきたいと考えております。

併せて、ご検討をよろしく申し上げます。

資料2は、「令和5年度 申出産業の事業場数及び従業者数」となっております。
以上でございます。

(会 長)

ありがとうございました。

只今、令和5年度における特定（産業別）最低賃金の決定等に係る申出の取扱い等について、事務局からご提案をいただきました。

この取扱いは、当審議会の円滑な運営を図るため例年定めているものでございます。

先程お話がありましたように、意向表明の期限は、3月22日（水）、申出の期限は、7月4日（火）との提案をいただきました。

この日程も含めまして、委員の皆様から何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

特にご意見ご質問もございませんようですので、提案どおり、ご承認をいただいたものとさせていただきます。従いまして冒頭の（案）を消していただき、日付を本日の令和5年2月15日と入れていただき決定したいと思います。

(3) その他

(会 長)

次に、「その他」として、事務局の方で何かございますか。

(賃金係)

「業務改善助成金」の通常コースについて、私からご案内させていただきたいと思っております。

資料4をご覧ください。何回か紹介させていただいておりますが、業務改善助成金は、生産性の向上を図り、事業場内の最低賃金を一定以上引き上げた場合に助成するものです。

主な変更点といたしましては、令和4年12月から「助成上限額」、「助成対象経費」などが拡充されております。

また、申請期限、事業完了期限は延長されておりますが、令和5年3月31日となっております。ご留意ください。

引き続き、少しでも多くの事業所にご活用いただけるようよろしくお願いいたします。

(会 長)

只今、業務改善助成金のご案内をいただきました。助成金制度、その他につきまして、ご意見ご質問ございませんでしょうか。

労使とも助成金を周知いただきまして、ご活用いただければというふうにご考えておるところでございます。

事務局から他に何かございませんでしょうか。

(室 長)

委員の先生方、大変ご多忙中のところ、第 52 期の審議会委員として、今年度ご審議頂き、誠にありがとうございます。

委員の任期は、令和 3 年 4 月 1 日から 2 年間で、今年度一杯となっております。

第 53 期の労使の審議会委員の推薦公示につきましては、「本日、公示し、約 3 週間後の 3 月 9 日（木）を締切り」を進めたいというように考えておりますのでよろしくお願いいたします。

また、公益委員につきましては、事務局から連絡させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

(会 長)

以上をもちまして、本日予定しておりました審議は終了でございます。先程、室長からお話がありましたように、我々第 52 期の審議会というのは本日をもって終了となります。

この 2 年間は変動の大きい 2 年間でした。最低賃金の引き上げも相当な額に上り、労使ともどもそれぞれのお立場からそれぞれに非常に厳しいご判断をいただき、なかなか全会一致というような結果を導くことができませんでした。そのことにつきましては、公益を代表してお詫びを申し上げたいと思います。

ただ、経済は生き物でございます。年々変化をしつつ成長をしております。先ほど冒頭でお話をさせていただきましたように、今年も大きな賃上げが想定されるところでございます。次期 53 期というのがどのようなメンバーになるかわかりませんが、引き続きメンバーに加わっていただく委員方がございましたらご理解ご協力をよろしくお願いしたいと思いますし、この 52 期につきましては、私の考える三重県らしさというのはなかなか発揮できなかったというふうに思います。是非次期 53 期は、三重県らしい審議会が運営できるように願っております。最後になりますがこの 52 期の皆様には、最後までご理解ご協力を賜りましたことを改めて感謝を申し上げたいと思います。

(藤岡委員)

すみません。一点だけよろしいですか。

(会 長)

どうぞ。

(藤岡委員)

意見でも何でもないので、先日、連合三重会長と J E C 連合三重会長と連名

で皆さんにご要望させていただきました。それぞれの思いも詰まっておりますし、当該労使のイニシアティブ、それと新しく委員になってからのこの審議会でのイニシアティブも取っていきたいというふうに我々も思っておりますので、どうかこれについては、新委員の皆さんに引き継ぎをお願いしたいと思っております。よろしくお願いたします。

(会 長)

ありがとうございます。

事務局もその引き継ぎ等はしっかりやって頂きたいと思っております。よろしくお願いたします。

また、新委員が決まりましたらまた周知していきたいと考えておるところでございます。

他、ございませんでしょうか。

以上をもちまして令和4年度第7回三重地方最低賃金審議会を終了とさせていただきます。皆様最後まで熱心なご審議ありがとうございました。

(皆)

ありがとうございました。

以上